

■最低制限価格制度実施要領の一部改正に関するお知らせ（平成31年4月26日）

最低制限価格制度実施要領の一部を新旧対照表のとおり改正しましたのでお知らせします。

○阪神水道企業団最低制限価格制度実施要領  
 (参考)  
 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(最低制限価格の設定方法)                      第3条 省略                      (1)～(2) 省略                      2 <u>業種区分が上記にない場合は、「建築関係コンサルタント業務」または「土木・補償関係コンサルタント業務」に進じて算出するものとする。その他、</u>業務内容等から上記の方法により難しい場合には、建設工事は予定価格の100分の70、建設コンサルタント業務等の①～③は予定価格の100分の60、④は予定価格の2/3とする。</p>	<p>(最低制限価格の設定方法)                      第3条 省略                      (1)～(2) 省略                      2 業務内容等から上記の方法により難しい場合には、建設工事は予定価格の100分の70、建設コンサルタント業務等の①～③は予定価格の100分の60、④は予定価格の2/3とする。</p>